

パークタワーホール会場設営・施工規則

- ・会場内の全ての非常口、消火栓、防火扉、排煙口起動弁等の消火設備は塞がないこと。
- ・造作物等により非常口表示を隠さないこと。隠れる場合は仮設の非常口表示灯(内照式の物)を設けること。
- ・消火設備、非常口前、防火扉への造作は行わないこと。
- ・客席、造作物間には必ず2方向以上の避難通路を設けること。
- ・展示会の場合、幅1800mm以上の主要避難通路、及び幅1200mm以上の補助避難通路を確保すること。
- ・シアター形式で椅子を設置する場合は、横方向で連結し、幅800mm上の立て通路を設けること
- ・シアターやセミナー形式での客席と会場側壁面との間は必ず幅1000mm以上の通路を設けること。
※会場のレイアウトに関しては会場管理担当者と事前に打合せを行ってください。
- ・施工材料(パネル、ベニヤ、布、床材など)は必ず防火性能を有する物をししょうし、商標を標示すること。
- ・パネルや造作物を設置する場合は、スプリンクラーの散水障害とならない様に天井より500mm以上の空間を設けること。(ホワイエでの高さ制限はH2200まで)
- ・造作物による仮設天井の施行スプリンクラー散水障害となるので行わないこと。
- ・消防署承認後の客席や造作物および什器等の変更は再届出が必要となります。
- ・電気工事は専門の資格を持った作業員が行い、二次側に必ず漏電ブレーカーを設けること。
※事前に電気工事図面をホール管理事務所にご提出お願い致します。
- ・壁面及び床面に対しての釘の打ちつけやガムテープ・両面テープなどテープ類の貼付けは行わないこと。
- ・溶剤等を使用した臭気を伴う作業は事前打合せの際に必ず会場管理担当者に知らせること。

注意事項

- ・搬入搬出の際や、設営・撤去時に展示物・什器・持込機器・施工資材等で当ビルの施設・設備損傷しないよう十分に注意し作業を行ってください。場合によっては床・壁等を養生してください。
- ・テーブル・椅子等ホール付帯備品は、ご使用が終わりましたら所定の場所に戻してください。
- ・重量物や長尺物の持込は、重量や大きさ、設置方法等に制限がありますので、事前に会場管理担当者と打合せを行ってください。
- ・昇降式トラスの昇降作業中は危険ですので、ホール係員の指示に従い作業をしてください。
- ・設営撤去作業中は安全管理上、会場管理担当者より指示を出すことがあります。その際は指示に従ってください。
- ・造作物等撤収後の清掃をお願い致します。
- ・会場の設営・撤去に伴い発生したゴミ・残材等はお持ち帰りいただくようお願い致します。

※本規則は予告なく変更する場合がございますので、予めご了承ください。